

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,483,937	流 動 負 債	563,272
現金及び預金	1,690,167	支 払 手 形	14,945
受 取 手 形	148,228	電 子 記 録 債 務	228,719
電 子 記 録 債 権	63,735	買 掛 金	160,571
売 掛 金	371,860	未 払 法 人 税 等	69,250
商 品	207,047	未 払 消 費 税	24,320
貯 蔵 品	2,434	未 払 費 用	24,097
前 渡 金	2,442	前 受 金	104
前 払 費 用	1,183	預 り 金	37
未 収 入 金	90	賞 与 引 当 金	26,879
貸 倒 引 当 金	△ 3,251	役 員 賞 与 引 当 金	7,560
		製 品 保 証 等 引 当 金	6,785
固 定 資 産	138,458	固 定 負 債	8,956
有 形 固 定 資 産	11,020	株 式 給 付 信 託 引 当 金	8,956
建 物	0		
工 具 器 具	0	負 債 合 計	572,228
什 器 備 品	9,865	(純 資 産 の 部)	
一 括 償 却 資 産	1,154	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産	17,247	資 本 金	50,000
ソ フ ト ウ ェ ア	17,066	利 益 剰 余 金	2,000,167
電 話 加 入 権	180	利 益 準 備 金	12,500
投 資 そ の 他 の 資 産	110,190	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,987,667
投 資 有 価 証 券	71,462	別 途 積 立 金	550,000
差 入 保 証 金	297	繰 越 利 益 剰 余 金	1,437,667
繰 延 税 金 資 産	38,431	(う ち 当 期 純 利 益)	(175,015)
		純 資 産 合 計	2,050,167
資 産 合 計	2,622,396	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,622,396

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券	移動平均法による原価法
--------	-------------

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・部品	主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-------	--

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |          |                |
|----------|----------------|
| ① 有形固定資産 | 建物は定額法、その他は定率法 |
| ② 無形固定資産 | 定額法            |

#### (4) 引当金の計上基準

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については見積繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金     | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  |
| ③ 役員賞与引当金   | 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。   |
| ④ 株式給付信託引当金 | 従業員の退職時株式給付等に備えるため、規程に基づく期末見込給付額を計上しております。  |
| ⑤ 製品保証引当金   | 非常用発電機の設置工事に一部不具合があったため、その補修のための費用を見積書をもとに計上しております。                                 |

#### (5) 収益および費用の計上基準

当社は、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）とこれらの補修用部品の販売、付随する据付工事、更にメンテナンスサービスを行っており、主に顧客と約束した仕様及び品質の製品等を提供することを履行義務として識別しております。製品や部品の販売については、契約条件と照らし合わせて、約束した製品等の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断し、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合がほとんどであるため、主として出

荷時に収益を認識しております。据付工事やメンテナンスサービスについては、役務提供の完了時点が履行義務の充足時点と判断し、主として顧客による検収時に収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引、割引の変動対価を控除した金額で算定しております。また、これらの対価は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常は1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。